

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和2年11月26日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子

委員 濱口 正久

委員 浜口 一利

議長 木下 順一

副委員長 河村 孝

委員 戸上 健

委員 世古 安秀

副議長 山本 哲也

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中村総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也

書記 中村 真緒

次長兼  
議事総務係長 木田 崇

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和2年11月30日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課長、中村です。よろしくお願いします。

それでは、令和2年11月30日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回の議案は、議案第43号から議案第48号までが令和2年度補正予算議案6件、議案第49号から議案第53号までが条例議案5件、その他議案5件の計16件を上程いたします。

また、追加議案といたしまして12月10日に条例議案1件を上程予定としております。

議案一覧表の中でアンダーラインが引いてあります議案第49号につきましては、法律の施行日等の理由により11月30日当日に採決をお願いするものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第43号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第12号）等について、補正予算の概要のほうで説明をさせていただきます。補正予算の概要をご覧ください。

表面ですけれども、補正予算の規模ですが、令和2年度一般会計補正予算（第12号）は、基金積立金で3億1,336万8,000円、地域振興事業で130万円、農業振興事業で158万9,000円、観光振興事業で3,363万7,000円、都市公園等整備事業で150万円などを計上し、補正後の一般会計予算額は149億4,510万円となります。

特別会計において、国民健康保険事業で348万8,000円、介護保険事業で4,770万円などを計上し、補正後の特別会計予算額は71億1,441万4,000円となります。

また、企業会計におきまして、水道事業で260万9,000円を減額し、補正後の企業会計予算額は21億8,106万1,000円となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

人事院勧告に基づく人件費補正でございます。

給与改定の内容としまして、期末勤勉手当の支給月額を0.05引下げ、年間支給月数で4.5から4.45に改定するものでございます。

適用年月日は、条例の施行日としておりますが、後ほど説明させていただきます条例改正、11月30日会議で即決をお願いするものです。

補正予算の内容としまして、下の表がありますけれども、合計欄を見ていただきまして、一般会計で481万8,000円、国保会計で1万3,000円、介護保険会計で11万6,000円、定期航路会計で67万7,000円、後期高齢会計で2万6,000円で、合計565万円の減額補正となります。

続いて、6ページをお願いいたします。

議会一般管理経費ですが、344万2,000円の減額で、人事異動等に伴う人件費のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業活動の自粛に伴う市内経済の影響を鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当を減額補正します。

次に、給与等管理業務ですが、補正額は1,802万6,000円で、人事異動等に伴う人件費のほか、議員期末手当と同様の理由によりまして、市長、副市長及び課長級の期末勤勉手当の減額や普通退職に伴う退職手当と新型コロナウイルス感染症対応等により不足が見込まれる時間外勤務手当を補正いたします。

続いて、7ページをお願いいたします。

2段目ですけれども、積立金としまして、企画財政課ですが、補正額は3億1,211万8,000円で、新型コロナウイルス感染症対策への寄附金をふるさと創生基金に積み立てるほか、土地開発基金の一部処分に伴い、財政調整基金と減債基金に積み立てるため、積立金を補正します。内訳としましては、財政調整基金に2億円、減債基金に1億988万5,000円、ふるさと創生基金に223万3,000円を積み立てます。

同じく下の段の積立金ですが、農水商工課です。種苗放流事業への寄附金125万円をふるさと創生基金に積み立てます。

次に、8ページをお願いします。

2段目の防災資機材等整備事業ですが、補正額は1,278万5,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響下における大規模災害等に備え、避難所における感染予防対策や環境整備を図るため、必要となるパーティションやスポットクーラーなどの防災資機材を整備する経費を補正します。

次に、防災情報提供推進事業ですが、2億7,429万7,000円を減額するもので、同報系防災行政無線デジタル化工事について、事業費が確定したことから減額補正するもの等でございます。

次に、飛びますけれども17ページをお願いします。

17ページの一番下の段ですが、観光振興事業で補正額は3,363万7,000円で、卒業旅行等の観光客を誘致するため、OTAを活用したクーポン発行やプロモーション事業を実施するほか、動画制作やセールス等に使用するタブレット端末購入費を補正します。

次に、19ページをお願いします。

債務負担行為補正について説明させていただきます。

19ページの2段目になりますが、工業団地造成に係る資金借入金利息補給補助事業ですが、2行目以降に記載しております鳥羽市開発公社が松尾第2期工業団地造成費借入金の借換えを行うに当たり、金融機関に対して保証を付する必要があることから令和3年度において債務負担行為を設定します。限度額は6,000万円です。

次に、20ページをお願いします。

20ページの3段目ですが、中央公園施設整備事業で、鳥羽市民体育館メインアリーナに空調設備を整備する経費として、令和3年度において債務負担行為を設定します。限度額は3,936万2,000円となっております。

続いて、22ページをお願いいたします。

22ページの2段目です。小学校管理業務ですが、学校統合に伴う安楽島小学校バス運転業務について、令

和2年度から令和3年度までの債務負担行為を設定します。限度額は426万4,000円です。

次に、25ページをお願いします。

25ページの3段目、運動施設管理運営事業の3行目あたりからですが、市運動施設指定管理業務を行うため、令和2年度から令和3年度までの債務負担行為を設定します。限度額は3,427万円です。

そのほか、人事異動に伴う人件費補正、それから過年度国庫支出金等返還金、各種事業等の確定や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止等による経費の補正を計上しておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、先ほどの議案一覧表に戻っていただきまして、2ページ目以降に提出議案概要がありますので、そちらをご覧ください。

1枚めくっていただいて、議案第49号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてということでアンダーラインが引いてあるところです。

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等に基づき、本市職員の令和2年度の12月期末手当の支給率を0.05か月分引下げ、令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給率を平準化するため、所要の改正を行うものです。

主な内容としまして、第1条が令和2年12月期に反映ということので0.05の引下げです。

第2条として、令和3年6月以降ということので6月期、12月期それぞれ平準化ということので0.025の改正を行います。

なお、先ほども申しましたけれども、この議案第49号につきましては、法律の施行日等の理由によりまして11月30日に即決をお願いするものとなっておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第50号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について、教育委員会学校教育課です。令和2年度をもって鏡浦小学校を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

その下、議案第51号、鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、新しい消防庁舎の供用を令和3年3月1日から開始することに伴い、所要の改正を行うものです。

内容としまして、消防本部及び消防署の位置の変更ということので、鳥羽市船津町281番地から鳥羽市安楽島町1459番地3ということですので。

次のページです。

議案第52号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、消防団を充実強化し、災害時の地域防災力の向上を図るため、所要の改正を行うものです。

主な内容は、新たに災害支援団員制度を導入するものです。

続いて、議案第53号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、併せて火災予防上、必要な措置を定めるため、所要の改正を行うものです。

主な内容は、対象火気設備のうち、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットへ変更、急速充電設備の全出力の上限変更に伴う、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の変更をするものです。

次に、議案第54号、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、企画財政課です。

今後、本市が進むべき方向を明確にし、地域ごとに育まれてきたまちの個性を大切にしまちづくりを進めるため、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする基本構想及び令和3年度から令和7年度までを計画期間とする前期基本計画を策定したく、鳥羽市議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第55号、指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）です。

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、以下のとおり指定管理者を指定したく、議会の議決を求めるものです。指定管理者は、公益社団法人地域医療振興協会です。

続きまして、議案第56号、指定管理者の指定の一部変更について（鳥羽市民体育館他5施設）、教育委員会生涯学習課です。

現指定管理者である公益財団法人鳥羽市武道振興会が、令和3年3月31日をもって解散することに伴い、指定の期間に変更が生じることから、議会の議決を求めるものです。

主な内容は、指定の期間について、平成31年4月1日から令和4年3月31日までを平成31年4月1日から令和3年3月31日までに変更するものです。

続いて、議案第57号、指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館他6施設）、教育委員会生涯学習課です。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、以下のとおり指定管理者を指定したく、議会の議決を求めるものです。指定管理者は、三幸株式会社です。

議案第58号、伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について、健康福祉課です。

伊勢市児童発達支援センターを鳥羽市民の利用に供させることについて、伊勢市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な内容は、利用の条件としまして法令及び伊勢市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。経費の負担としまして、法令及び伊勢市の条例、規則その他規程の定めるところによるもののほか、その都度伊勢市と鳥羽市で協議して定めるとしております。

次に、追加議案としまして、議案第59号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、市民課です。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、所要の改正を行うものです。

内容としまして、適用期限について、令和2年12月31日を令和3年3月31日に改めるものです。

以上で提出議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、12月会議の日程等についてご説明いたします。

会議に上程される議案につきましては、補正予算議案6件、条例議案5件、その他議案5件の計16件であります。

次に、会議日程並びに議案の取扱いについてでありますけれども、お手元の会議日程をご覧ください。

11月30日に会議を再開いたします。諸報告、会議録署名議員の指名後、議案第49号を議題といたします。本議案につきましては、先ほど総務課長から説明ありましたように即日表決となりますことから、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、所管の総務民生常任委員会へ付託いたします。委員会審査の後、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行います。その後、議案第43号から議案第48号及び議案第50号から議案第58号を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行い、初日を終える予定でございます。

一般質問につきましては、6名の議員から11件の通告を受けております。一般質問日は、6名の通告ですので12月7日に3人、8日に3人の2日間となります。

続いて、12月10日に議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託いたします。なお、議案質疑の締切日につきましては、議会改革推進特別委員会でお決めいただいたように、議案質疑の前々日ということで12月8日の正午が締切日となりますのでご了承願います。

各常任委員会の日程でございますが、12月11日に総務民生常任委員会、14日に文教産業常任委員会を開催いたします。予算決算常任委員会につきましては、12月15日の1日間としてございます。

12月21日の最終日は、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行い、散会する日程とさせていただきます。

その他といたしまして、本12月会議から議会改革推進特別委員会でお決めいただきました一括表決によりまして議会運営してまいりますので、ご了承願います。

説明は以上でございます。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 議案の常任委員会付託について、1点お聞きします。

議案第54号、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定についてですけれども、これは企画財政課ですから所管する総務民生常任委員会に付託ということでもいいのでしょうか。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○清水事務局長 総務民生常任委員会に付託いたします。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 六次総というのは10年間の鳥羽市の基本構想と5年間の前期基本計画を策定する非常に重要な議題です。ですから、議会基本条例で議決案件ということになっております。

パブリックコメントも、それから事前の全協での説明もありました。パブコメでは議員もそれに意見を寄せることは可能でしたけれども、議員間討議でこの議案に対して議会の総意を反映するという機会はありません。ですから、総務民生のメンバーだけではなくて全体で僕はこれを議論する必要があるんじゃないかと、合同委員会的なもので議論する必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 この戸上委員が言われたような中で、またご意見賜りたいと思います。

いかがでしょうか。

副議長、何かご意見、オブザーバー。

先ほど戸上委員がおっしゃった全体でということでございますが。

浜口委員。

○浜口一利委員 戸上委員の言われるというのは本当にそのとおりのような賛同はするんですけども、当然、今後10年の鳥羽市の市政というのがどんな形に持っていくかというのは大事なところなんですけれども、今、この議運の中で開会の流れの中でこれって変えられるものかどうかというのが突然のことというような思いがあるもので、どうしたらいいかなというところだと思っておりますけれども、戸上委員の言われるのももっともだと思っておりますけれども、ここですぐ変えることができるかどうか、議会改革の中でやるとか、そういう話が前段にあればいいと思っておりますけれども、それしか言えないです。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○清水事務局長 私、事務局長が言えるかどうか迷ったんですけども、実際に戸上委員が言われた全体での協議ということをお考えますと、総合計画ですのでそのとおりのかなと、私も今聞いていて思ったところなんです。

ただ、先ほど浜口委員が言われたように、もうすぐのことですので、今回はもしあれでしたら総務民生の委員会でご議論いただければと思います。

実際に、今回、来年5月から行政常任委員会というふうになるものですから、それがもう今年中になっておいたらあれやったんですけども、ちょっと正直なところ、事務局としましてはちょっと戸上委員が言われるのもそのとおりだと思うんですが、ちょっと時間的なことはあるのかなというのが正直なところなんです。

以上でございます。すみません。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明をいただきました。

副委員長、ございますか。

副委員長。

○河村 孝委員 私も現状のところではなかなか難しいのかなというように思います。

総務民生の常任委員会ですっかりもんでいただくのが1点と、それに所属していない文教のメンバーもしっかり議論を聞いてもらって、委員長報告があるわけですから、そこでの委員長報告に対しての質疑はできるはずなんで、そういったところで議論を深めてもらうというところで今回は対処するしかないのではないのかなというふうに思いますけれども。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

世古委員。

○世古安秀委員 戸上委員のおっしゃることは確かに鳥羽市全体の総合計画というので総務民生委員会も文教産業委員会も全員が議論をすべきことかということはよく分かります。

ただ、やっぱり総務民生の中の議案の一つとして、今回は総務民生の議案も幾つか出されておりますので、従来のやり方でやっていただくということが、戸上さんの気持ちはよく分かりますけれども、そういう方向でやっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。



○坂倉広子委員長 ご意見賜りました。

ほかにございせんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 ほかにということではないんですけれども、本会議の中で戸上委員の言われるところというのは、付託は総務民生委員会にあるわけなんですけれども、本会議の中で質疑、討論とそのような機会が、システム、仕組みの中でちゃんとあるわけなんで、全く全員で協議されないということではないということなんで、河村委員の言われたように今の仕組みの中でしっかりそれなりの議員の思いを、意見を言ってもらおうということでいいのではないかと思いますけれども。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 そもそも、この議案が提出された時点でそういうふうに変更が可能なことかというのが1点疑問があるのと、本来ですとおっしゃったように全体で協議すべき案件であるかなとは思いますが。一利委員も言われたように、議会で今の時点でいくと本会議での質疑、討論すべき案件であるのかなというふうに思われますので、現時点ではどうなのかなというふうに思います。可能かどうかも含めて、ちょっとわかれば。

○坂倉広子委員長 ご意見賜りました。

濱口正久委員の中にも変更してもよいのかどうかということが、局長、言われたんですけども、条例の中のことでですので変更ということは。

河村副委員長。

○河村 孝委員 現実問題として、総務民生常任委員会に上がるというのはもう決まっておることやと思うんです。それまでに、例えば全協なりを開いて我々が話をすることが事前審査に引っかかるという可能性も出てくるんでできないと。じゃあ、総務民生の議論が終わってからのその後の全協を開いてというところが精いっぱいやと思うんです。でも、その時点ではもう総務民生の採決は終わっているわけですよ。なかなか難しいんじゃないですか。多分、もめるところとしたら全協ぐらいやと思いますけれども、日程的に、じゃあ今からそれのための特別委員会をというのもなかなか難しい話ではないのかなというふうに思いますけれども。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ご意見をいただきました。

(「委員長、休憩にしたら」の声あり)

○坂倉広子委員長 いえ、すみません。

先ほど委員のほうからいろいろご意見賜りましたが、総務民生常任委員会での声が多かったように思いますので、この形でよろしいでしょうか。

(「それでいいと思いますよ」の声あり)

(「休憩にしますか」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、暫時休憩ということで、ここで一旦休憩に入らせていただきます。

(午前10時32分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○坂倉広子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、先ほどまでの議論を踏まえてお諮りしたいと思います。

議案第54号、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定については、総務民生常任委員会に付託するものの、その内容を鑑み、文教産業常任委員会委員は委員外議員として委員会に出席し、委員長の許可の下、質疑、審査を行うよう取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、この件についてはそのように決定いたします。

続いてお諮りいたします。

議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○清水事務局長 追加議案の上程と、その取扱いについてご説明いたします。

12月10日の質疑前に、追加議案として議案第59号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての1件を予定しております。

本議案については、12月11日開催の総務民生常任委員会において審査いただきますのでご了承願います。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについてご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。

(午前11時44分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年11月26日

議会運営委員長 坂 倉 広 子